

第2次知名町 男女共同参画基本計画

(知名町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画)

(知名町女性活躍推進計画)

(困難な問題を抱える女性への支援基本計画)



令和6年4月
知名町

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 基本理念	2
4 基本目標	2
5 個別目標	3
6 計画の期間	3

第2章 計画策定の背景

1 国際社会・国・県の主な動き	5
2 知名町を取り巻く現状	8

第3章 計画の内容

目標別施策の方向と概要

目標1 男女共同参画社会の形成に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)の解消	10
目標2 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充 実	13
目標3 生涯を通じた健康の保持・増進	16
目標4 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	20
関連する計画:知名町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画	
目標5 生活上の困難や課題に対する支援と誰もが安心して暮らせる環境の整備	26
関連する計画:困難な問題を抱える女性への支援基本計画	
目標6 施策・方針決定過程への女性の参画の拡大	34
目標7 誰もが能力を発揮できる就業環境の整備の促進	38
関連する計画:知名町女性活躍推進計画	
目標8 一人ひとりのワークライフバランスの実現に向けた環境づくり	43
関連する計画:知名町女性活躍推進計画	
目標9 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進	46

第4章 推進のあり方

1 町の推進体制	48
----------	----

評価指標一覧、用語解説一覧	49
---------------	----

◎本編中で*印がついている用語については、各章(第3章は目標ごと)に解説を掲載しています。
なお、頻出する用語については、最初に出てくる用語に*印を付けています。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

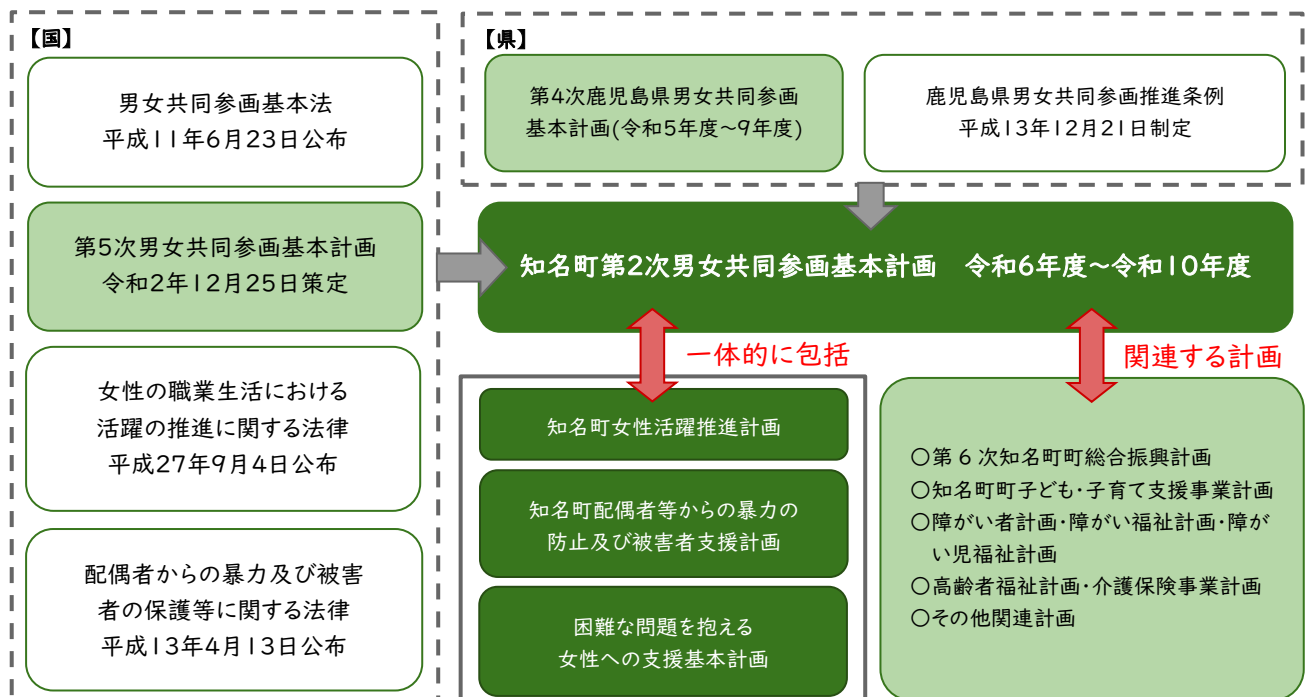
本町では、平成26年に「知名町男女共同参画基本計画」を策定し、中長期的な展望に立って男女共同参画社会の形成に向けた環境づくりを推進してきました。その間、少子高齢化の本格化、人口減少社会の到来、地域社会と家庭の変化、経済の低迷、格差の拡大などの地域社会経済情勢が変化しています。令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大による女性の雇用や所得、生活の変化等の様々な影響は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなりました。

この度、令和5年度末で「知名町男女共同参画基本計画」が終了することから、その成果や課題を整理し、多様化する社会情勢に対応するため、「第2次知名町男女共同参画基本計画」を策定することとなりました。

2 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき策定する法定計画です。
- (2) この計画は、鹿児島県男女共同参画推進条例第10条第1項の規定に基づき策定する男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (3) この計画の数値目標は、女性活躍推進法第6条第1項の規定による、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。
- (4) この計画は、知名町男女共同参画推進条例第3条の規定する基本理念に基づき策定します。

<計画の位置づけ>



3 基本理念

この計画は、「知名町男女共同参画推進条例」に掲げる4つの基本理念に基づき策定します。

(1) 男女の人権尊重(第3条第1項)

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮(第3条第2項)

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画(第3条第3項)

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、町における政策又は民間の団体(事業者を含む。)における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立(第3条第4項)

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

4 基本目標

男女共同参画社会の根底を成す基本理念である「男女の人権の尊重」は、“性別にかかわらず”一人ひとりの人権が尊重されることを意味しています。

「一人ひとりの人権の尊重」が、町民一人ひとりの意識に深く浸透し、行動に結びつくことによって、性別にかかわらず、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を発揮することができ、かつ、誰もが安心・安全に豊かに暮らすことができる社会を、計画を通して実現するために、次の個別目標を定めます。

5 個別目標

男女共同参画社会を実現するために、次の9項目を「目標」とします。

- (1) 男女共同参画社会の形成に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）*の解消
- (2) 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実
- (3) 生涯を通じた健康の保持・増進
- (4) 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- (5) 男女共同参画の視点に立った生活上の困難や課題に対する支援と誰もが安心して暮らせる環境の整備
- (6) 施策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (7) 誰もが能力を発揮できる就業環境の整備の促進
- (8) 一人ひとりのワークライフバランスの実現に向けた環境づくり
- (9) 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

6 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

【用語解説】

無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）・・・過去の経験や知識・価値観から身についた、本人も気づかない（無意識、潜在的に持っている）もののとらえ方の偏りや歪みのこと。具体例として「男は（女は）～すべき」といった性別に関するもののほか、「若者は～だ」など年齢や所属、職業に関するものもある。

<本計画と関連のある SDGs の目標>

 1 貧困をなくそう	貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
 2 飢餓をゼロに	飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
 3 すべての人に健康と福祉を	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
 4 質の高い教育をみんなに	質の高い教育をみんなに	すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
 5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
 8 働きがいも経済成長も	働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
 10 人や国の不平等をなくそう	人や国の不平等をなくそう	国内及び国家間の不平等を是正する
 11 住み続けられるまちづくりを	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 16 平和と公正をすべての人に	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 17 パートナリープで目標を達成しよう	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2章 計画策定の背景

Ⅰ 国際社会・国・県の主な動き

(Ⅰ) 国際社会の動き

国連は、1975(昭和50)年の「国際婦人年」を契機に、世界行動計画の策定や、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(以下「女子差別撤廃条約」という。)の採択など、男女共同参画社会の実現に積極的に取り組んできました。1995(平成7)年に北京で開催された「第4回世界女性会議」では、現在の女性の地位の向上に関する国際的な指針ともいえるべき「北京宣言・行動綱領」が採択されました。2006(平成18)年からは、政治・経済・教育・健康の4分野で男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)*」が、世界経済フォーラムにより毎年公表されており、各国のランク付けが行われています。

2011(平成23)年には、「UNWomen(ジェンダー*平等と女性のエンパワーメント*のための国連機関)」が発足し、女性・女児に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、ジェンダー平等の達成を目指し活動を開始しました。

2015(平成27)年の国連サミットでは、国際目標として SDGs(持続可能な開発目標*)が採択され、目標の一つに「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ことが掲げられるとともに、すべての目標においてジェンダーの視点に立つジェンダー主流化*が不可欠とされています。



(2) 国の動き

国の男女共同参画社会の形成に向けた取組は、女子差別撤廃条約等に基づく国際社会における動きと連動して進められてきました。平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年12月に同法に基づく「第1次男女共同参画基本計画」が策定された後、5年ごとの改定を経て令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、これらに基づく取組が推進されています。

1 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行(平成30年5月)

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的として施行されました。

2 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(働き方改革関連法)」の成立、施行(平成31年4月)

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するための働き方改革関連法が平成30年6月に成立し、平成31年4月から順次施行されています。

3 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の施行(平成28年4月)

豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であるという考えのもと、女性の職業生活における活躍を推進するために閣議決定されました。

4 「第5次男女共同参画基本計画」の策定(令和2年12月)

平成12年12月策定「第1次男女共同参画基本計画」以降、5年ごとの改定を経て、これまでの基本計画の取組に対する反省と、またこれまで以上に男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めるため策定されました。

5 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」及び雇用保険法の改正(令和3年6月)

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため改正され、令和4年4月から段階的に施行されました。

6 「女性デジタル人材育成プラン」の決定(令和4年4月)

コロナ下で厳しい状況にある女性の就業に資することを目的として、デジタルスキル向上とデジタル分野への就労支援の具体策を盛り込んだ総合的な対策が男女共同参画会議で決定されました。

- 7 「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(AV出演被害防止・救済法)」の成立(令和4年6月)

AV出演者の心身や私生活に将来にわたり生じる取り返しの付かない重大な被害を防止し、また、現に被害を受けたAV出演者の救済を図るための法律が成立、施行されました。

- 8 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」の成立(令和4年5月)

女性をめぐる課題が生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化する中、「孤独・孤立対策」といった視点を含む新たな支援の枠組みを構築するための新法が、令和4年5月に成立し、一部を除き令和6年4月から施行されることとなりました。

- 9 性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する調査研究」の実施(令和4年8月)

アンコンシャス・バイアスについて、気づきの機会を提供し、理解を促すことでその解消を図ることを目的として、20代から60代の国民を対象にインターネット調査が実施されました。

(3) 県の動き

- 1 「鹿児島県女性活躍推進政策」の策定(平成29年3月)

平成27年公布の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づき、鹿児島県の女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されました。

- 2 「男女共同参画の意識に関する県民意識調査」の実施(令和3年10月)

男女平等や男女の人権、家庭・地域などに対する県民の意識と実態を把握することを目的として、18歳以上の県民を対象に「男女共同参画の意識に関する県民意識調査」が実施されました。

- 3 「男女共同参画に関する企業実態調査」の実施(令和3年10月から11月)

男女共同参画社会の形成に向けて、雇用における課題を明らかにするため、県内事業所を対象に、採用、配置、育成、登用、両立支援等の女性活躍に関する取組状況を調査しました。

4 「鹿児島県男女共同参画基本計画」(第3次計画)の中間評価の実施(令和4年9月)

第3次計画における関連施策の取組状況及び数値目標の達成状況、各種統計調査や「男女共同参画の意識に関する県民意識調査」の結果等を踏まえて、同計画の進捗状況について中間評価が行われました。

5 「第4次鹿児島県男女共同参画基本計画」の策定(令和5年3月)

これまでの施策の成果と課題を踏まえ、男女共同参画社会づくりを一層推進していくため、今後の5年間を計画期間とする「第4次鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定されました。

2 知名町を取り巻く現状

(1) 少子高齢化の進行と労働力人口の減少

知名町の人口は、昭和25年の15,049人をピークに減少に転じ、令和2年国勢調査では5,750人となっており、今後、人口減少は加速的に進行することが予測されています。

年齢区分別人口の推移をみると、年少人口(0～14歳)や生産年齢人口(15～64歳)は減少する一方で老年人口(65歳以上)は横ばいとなっています。本町の高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は、37.9%に上昇し、全国28.8%より高い水準で推移しています。

(2) 家族形態等の変化

高齢者の単独世帯が増加する一方、夫婦と子ども世帯が減少しており、一世帯当たりの世帯人口は減少傾向にあります。今後は、世帯数が減少する中、単独世帯が占める割合が一層高くなることが予測されます。

また、職場・家庭・地域等への個人の帰属意識の多様化等に伴い、人間関係のつながりの希薄化などが見られます。

本町における外国人登録者の男女の数は、女性が男性よりも多くなっています。

【用語解説】

ジェンダーギャップ指数(GGI)・・・世界経済フォーラムが毎年公表する「ジェンダーギャップ(男女の違いにより生じる格差)指数」は「経済」「教育」「健康」「政治」の4分野で評価されており、数値が小さいほど男女間の格差(男女の違いにより生じる社会的・文化的な格差)が大きいといえる。日本のジェンダーギャップは2023年で125位となっており、先進国でも最低レベルとなっている。

ジェンダー・・・生まれつきの生物学的性別がある一方、社会的・文化的に形成された性別のことで、「男らしさ」「女らしさ」といった「こうあるべき姿」としてそれぞれが所属する社会や文化から規定され、表現され、体現される。

エンパワーメント・・・個人や集団が本来持っている能力や長所を存分に発揮できる環境や仕組みを実現し、一人ひとりが自身の生活などをコントロールできるように支援すること。エンパワメントともいう。

持続可能な開発目標 (SDGs)・・・2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、国際目標。2030年までに貧困、不平等・格差、気候変動による影響など、世界のさまざまな問題を根本的に解決し、すべての人たちにとって持続可能でよりよい世界を目指す。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

ジェンダー主流化・・・ジェンダー平等の実現を目的として、開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、政策決定過程やあらゆるレベルの政策及び社会システムを男女平等なものにすることを目指す試み。すべての開発政策、施策、事業の計画・実施・モニタリング・評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクト(影響)を明確にしていくプロセスを指す。

第3章 計画の内容

目標別施策の方向と概要

目標Ⅰ 男女共同参画社会の形成に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消



現状と課題

社会の制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って形成されてきたものではありませんが、その中には、男女共同参画の視点から見た場合、明示的に性別による区分を設けていなくても、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立に機能しないことにより、個人の生き方を制約したり、個性や能力の発揮を妨げたり、本来尊重されるべき性別にかかわらず多様な生き方の選択を阻害し、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっているものがあります。

このような制度や慣行は、多くが固定的な性別役割分担意識*に基づき形成されており、暮らしの隅々に関わっていることから、人々の意識に大きな影響を及ぼしています。

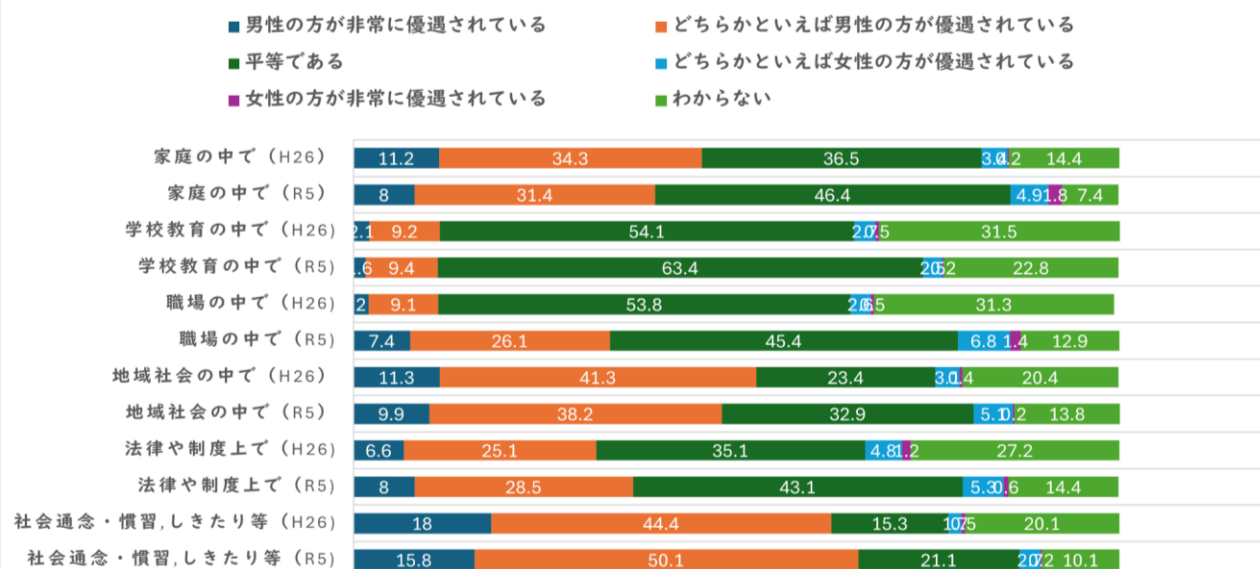
令和5年に実施した調査によると、「社会通念・慣習・しきたりなど」で約7割、「地域社会」では約5割の人が、男女の地位に不平等を感じている一方、「家庭」「職場」においては約半数の人が男女平等であると回答しています。また、「男は仕事、女は家事」という考え方については7割以上の人が否定的にとらえており、約半数の人が肯定的に捉えていた平成25年の調査結果に対して大きな変化が見られました。

この調査結果は、性別による不平等の背景に固定的性別役割分担意識があり、男女共同参画社会の形成を阻害する要因になっているという認識が、本町にも少しずつ浸透してきていることがわかります。

このようなことから、男女共同参画に関する意識をより一層高めていくとともに、町民生活を支える町の施策や人々の活動の場である家庭・職場、学校、地域等における慣行について、固定的性別役割分担意識を助長したり、性別による機会の不平等をもたらすものではないか等を点検し、さらなる見直しを進める必要があります。

また、男女共同参画の視点から見直されるべき社会制度や慣行の見直しに向けた主体的な行動が町民の中で広がるよう、男女共同参画社会の形成に必要な知識の普及を図るため、積極的な広報・啓発を推進する必要があります。

男女の地位の平等感



【評価指標】

指標	実績値 (H26)	現況値 (R5)	目標値 (RIO)
性別による固定的な役割分担を否定する人の割合	44.7%	75.8%	82%
社会通念・研修、しきたり等で男女平等と感じている人の割合	15.1%	21.1%	26%

施策の方向と概要

Ⅰ 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

家庭、職場、学校、地域等における社会制度や慣行のうち、社会における活動の選択に中立的でない影響を及ぼすものについて、見直しを促進します。

また、性別による差別的な取扱いや性別に起因する人権侵害等により男女共同参画社会の形成を阻害するおそれのある施策については、迅速かつ適切な見直しを行います。

具体的取組	主な事業	担当課
(1) 男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的実施	男女共同参画社会の形成に配慮した施策の策定・実施および進行管理	企画振興課
(2) 町民の意見を反映させた男女共同参画関連施策の策定・実施	男女共同参画に関する町の施策に対する町民の申出への対応	企画振興課
(3) 社会的性別に配慮した相談体制	困難な問題を抱える女性を含めて性別に起因する問題や悩みを抱える町民からの相談への対応	企画振興課 保健福祉課

2 広報・啓発活動を通じた男女共同参画についての理解促進

男女共同参画社会の形成を阻害する固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する理解を深め、定着させるため、性別にかかわらずあらゆる年齢層に対して、様々な機会を通じて、広報・啓発活動を展開します。特に、男性に対する積極的な働きかけを行い、男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、男性にとっても暮らしやすい社会であることの理解を促進するとともに、地域や家庭への男性の主体的な参画を促進します。

具体的取組	主な事業	担当課
(1)広報活動を通じた男女共同参画に関する普及・啓発	町政広報媒体を活用した男女共同参画の普及・啓発	企画振興課
(2)男女共同参画の理解を深めるための普及・啓発と情報提供	「男女共同参画週間」を中心とした、人権に関する正しい理解促進のための普及・啓発	企画振興課
(3)町職員の男女共同参画に関する理解促進	職員研修の実施	総務課

3 男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供の充実

男女共同参画社会の形成を促進するため、町民が活動を展開する上で役立つ情報等を収集し、町の施策に反映させるとともに、町民に積極的に情報提供します。

具体的取組	主な事業	担当課
男女共同参画に関する調査研究、各種統計情報等の収集、整備、提供	男女共同参画に関する町民意識調査	企画振興課

◆ 町民みんなで◆

町民

- ・男女共同参画センターの講座・催しに積極的に参加し、男女共同参画について考えましょう。
- ・固定的性別役割分担意識にとらわれず、家庭でも地域でも職場でもともに支え合いましょう。

事業者等

- ・無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)や固定観念にとらわれた制度・慣行を見直しましょう。

【用語解説】

固定的な性別役割分担(分業)意識…個人の能力とは関係なく、性別によって役割を決めようとする意識。

目標2 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実



現状と課題

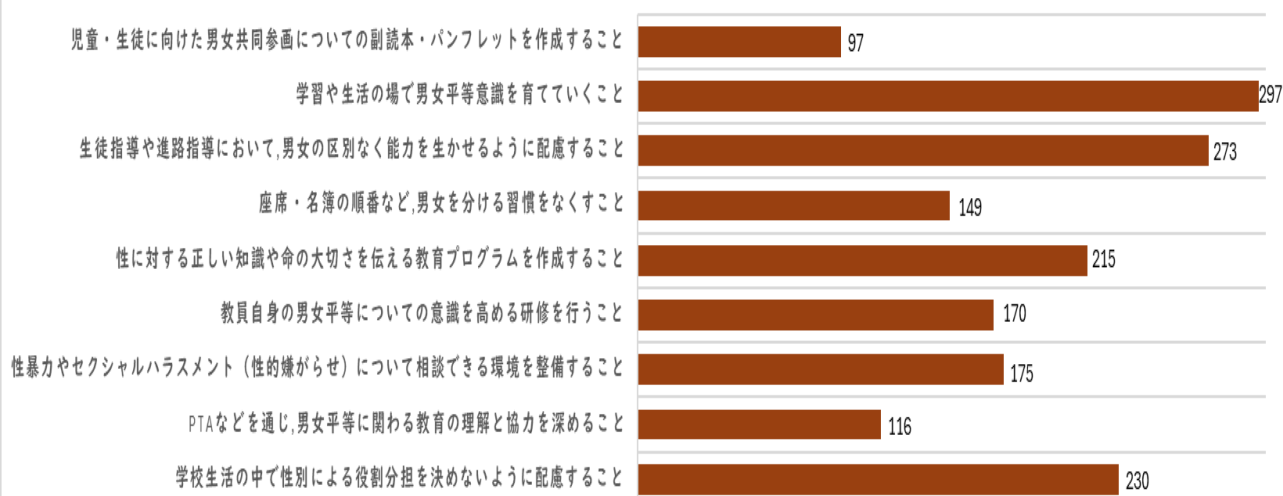
男女共同参画社会の形成を促進するための基礎となるのが、教育・学習です。令和5年の町民意識調査においても、「男女共同参画社会を形成していくために町が力をいれるべきこと」として、全体の約4割近くの人が、「子どもの頃からの男女平等等についての学習の充実」をあげ、「学校や家庭での男女の人権に係わる啓発の推進」や「生涯学習の場における男女平等等の学習の充実」をあげた人も2割近くとなっています。

このようなことから、学校、家庭、地域、職場が相互に連携し、固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤とした男女平等意識の形成と男女共同参画についての理解の深化を図るための教育・学習に取り組み、その理解を社会全体に広げる必要があります。

特に、これまで当事者意識を持って主体的に男女共同参画についての学習に参加する機会が少なかった男性や子ども、若年層を対象にした積極的な取組が必要です。中でも、子どもたちを対象とした学校教育や家庭教育におけるこれらの取組は、子どもたちの自己肯定感や自己尊重感を育むとともに、将来を見据えた自己形成につながることから、男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育*と併せて進めていくことが重要です。

また、性別にかかわらず誰もが主体的に多様な生き方や働き方を選択できるように、ライフスタイルに応じたきめ細やかな支援を行うとともに、これまで性別による社会的制約等により男性に比べ能力を生かす機会が少なかった女性のエンパワーメントを促進する必要があります。

男女平等推進のために学校で取り組む必要があること



【評価指標】

指標	実績値 (H26)	現況値 (R5)	目標値 (R10)
「男女共同参画」という用語を知っている人の割合	38%	44.2%	48%
「ジェンダー」という言葉を知っている人の割合	10.3%	57.5%	67%

施策の方向と概要

1 学校等における人権尊重と男女平等を推進する教育の充実

教育に携わる人の男女共同参画意識は、子どもたちをはじめ教育を受ける側の意識に大きな影響を及ぼすことから、教育関係者を対象に男女共同参画を正しく理解し、教育現場で男女共同参画の視点に立った教育を推進するための研修等を実施します。

また、一人ひとりが、人権尊重と男女平等の理念を理解し、自ら人権の主体として自尊感情を持って、その理念が実践できるよう、教育・学習の一層の充実を図ります。

具体的取組	主な事業	担当課
(1)教職員の意識啓発と研修の充実	教職員等研修事業	教育委員会事務局 学校教育係
(2)男女共同参画・ジェンダーの視点に立った学校教育の推進	人権教育の推進	教育委員会事務局 学校教育係

2 家庭や地域における男女共同参画の理解促進

地域や家庭において、固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等感の形成を図り、多様な生き方を可能にするため、教育・学習の推進を図ります。

また、人権への意識の芽生えを育む家庭教育の重要性を考慮し、子どもと大人が共に男女共同参画意識の醸成を図れるよう、多様な学びの場づくりを進めます。

具体的取組	主な事業	担当課
家庭教育に関する学習機会と情報の提供	家庭教育関係者及び保護者等の男女共同参画の理解促進と家庭教育に係る相談の充実	教育委員会事務局 生涯学習係

3 多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の充実

固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女ともに、自らの個性と能力を発揮して主体的な生き方を選択できるよう、男女共同参画の視点に立った生涯学習・能力開発を推進します。

特に、女性は、妊娠、出産、育児、介護等のライフイベントに左右されやすく、主体的に長期的な人生設計を描きにくいことから、その多様化した学習需要に応え、エンパワーメントに寄与するため、生涯にわたって学習することができ、社会参画してその成果を適切に生かすことができる機会の提供や施策の充実を図ります。

具体的取組	主な事業	担当課
生涯各期のニーズに即した学習機会と情報の提供	公民館講座等、生涯学習事業の実施	教育委員会事務局 生涯学習係

◆ 町民みんなで◆

町民

- ・ 互いの人権を尊重し合い、相手の立場を理解し、助け合う心を育てる家庭教育に取り組みましょう。
- ・ 公民館講座等を活用して、男女共同参画について積極的に学習しましょう。

事業者等

- ・ 互いの人権を尊重し合い、相手の立場を理解し、助け合う心を育てる家庭教育に取り組みましょう。

【用語解説】

キャリア教育…一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

目標3 生涯を通じた健康の保持・増進



現状と課題

男女共同参画社会の形成に当たっては、心身の健康に関する取組は重要です。男女が互いの身体的性差に理解を深め、心身及びその健康についての正しい知識と情報を入手することによって、主体的に行動し、健康を享受できるよう支援することが必要です。特に、女性は、妊娠や出産の可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することについて、十分な配慮が必要です。

しかしながら、若年層を中心とした望まない妊娠や性感染症の実態の背景には、性に関する正しい知識や情報の不足のほか、女性による性についての主体的な判断と行動を阻む社会的性別（ジェンダー）があり、それが性的暴力の要因となっていることもあります。

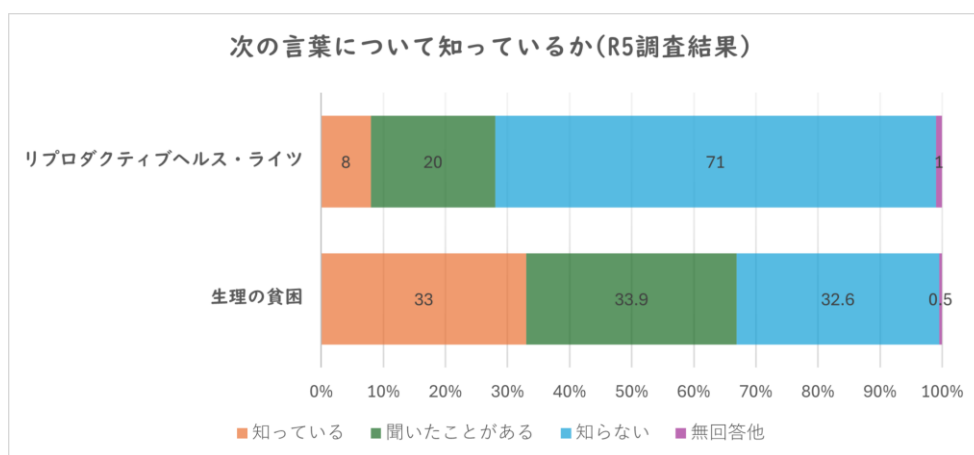
また近年、経済的な理由等で生理用品を購入できないという「生理の貧困」は、女性の健康や尊厳に関わる重大な課題となっており、本町でも取組を進めています。

このようなことから、女性が尊厳を持ち、生涯安心した性生活をはじめ、健康的な生活を営むことができるよう、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）*についての町民への意識の浸透を図るとともに、女性の生涯を通じた健康を支援するための長期的、継続的、かつ包括的な観点に立った取組が必要です。

男性については、生活習慣病のリスクを持つ方の割合が高く、また、職場での長時間労働、家庭で経済的責任を負うことが多く、男性自身が「男性としてのあるべき姿」に縛られ、悩みや問題を一人で抱え込み、精神的に孤立しやすい傾向（男性の生きづらさ）があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、就業や日常生活だけでなく、感染による隔離生活等を要因とした地域からの孤立など、多くの町民の生活に甚大な影響を与えました。

このようなことから、男女共同参画の視点を踏まえ、性別にかかわらず自殺予防も視野に入れた心身の健康支援や中高年男性への意識啓発活動を進める必要があります。



【評価指標】

指標	実績値(H26)	現況値(R5)	目標値(R10)
女性がん検診率(子宮頸がん)	48.0%	41.0%	50%
女性がん検診率(乳がん)	42.5%	43.5%	50%

施策の方向と概要

Ⅰ 生涯を通じた男女の健康支援

一人ひとりが、生涯を通じて、自らの健康状態に応じて適切に自己管理を行うために、心身及び健康についての正しい知識を普及し、相談体制、健(検)診体制を充実させるとともに、性別に配慮した医療や健康支援を推進します。

女性においては、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた適切な健康の保持・増進を支援します。

また、男性は女性に比べて肥満、喫煙、飲酒等の健康指標が悪く、長時間労働者が多い状況等を踏まえ、ワークライフバランスに関する広報・啓発活動を含め、男性の生涯を通じた健康づくりを支援する取組を推進します。

具体的取組	主な事業	担当課
(1)心身及びその健康についての正しい知識の普及と情報提供	①健康に関する情報提供や健康相談等の実施	保健福祉課
	②思春期から更年期にいたる女性や困難な問題を抱える女性に対して健康に関する相談援助体制の整備	保健福祉課
(2)男女の身体的違いやニーズを踏まえた健康づくりの支援	①健康づくりを支援する社会環境の整備	保健福祉課
	②生活習慣病の予防・改善の取組	保健福祉課
	③こころの健康づくりに関する普及・啓発、相談対応	保健福祉課
	④自殺防止のための総合的な取組	保健福祉課
(3)性別や男女のニーズに応じた医療、健(検)診及び相談の環境整備	①困難な問題を抱える女性含めて女性が受診や相談しやすい環境の整備	保健福祉課
	②がん検診の普及啓発と検診受診率向上の取組	保健福祉課
(4)食育の推進	地域や学校等における食育の推進	農林課 教育委員会事務局 学校教育係

2 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)をふまえた妊娠・出産等に関する健康支援の充実と性に関する正しい理解の促進

女性がどの地域においても安心・安全に妊娠・出産ができるために、医療体制の整備の充実を図ります。また、性と生殖に係る相談や教育に携わる医療・教育関係者等は、男女共同参画の正しい理解のもと、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の重要性について、町民への理解の浸透に取り組みます。

特に、学校においては、男女共同参画の視点を踏まえ、望まない妊娠を防ぐという観点からも、子どもたちが性について正しく理解し適切な行動を取ることができるよう、家庭・地域と連携し、発達段階に応じた性教育を実施します。その際、性に関する商業的な情報や不正確な情報にまどわされないよう、情報を主体的に読み解くための教育や、性的暴力を防止し互いに対等な関係を築くための人権教育を併せて行います。

具体的取組	主な事業	担当課
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)についての普及啓発	①地域や学校等における普及啓発	企画振興課 保健福祉課
	②学校教育活動全体を通じた性に関する指導の実施	教育委員会事務局 学校教育係

3 性感染症、薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進

性感染症は、誰もが感染する可能性があることから、若年男女を中心に、予防から治療までの総合的な対策を推進します。

また、薬物乱用は本人の心身の健康をむしろおぼろげにするだけでなく、家庭崩壊や犯罪の原因にもなりかねない行為です。

喫煙や飲酒の健康への影響について情報提供に努めるとともに、受動喫煙防止対策を推進します。

具体的取組	主な事業	担当課
(1)性感染症の予防から治療まで総合的対策の推進	①エイズの予防に関する啓発、及び相談、検査、医療体制の充実	保健福祉課
	②性感染症に関する学校教育の推進	教育委員会事務局 学校教育係
(2)薬物乱用防止対策の推進	薬物乱用防止のための正しい知識の普及と相談の実施	保健福祉課
(3)喫煙・飲酒対策の推進	①禁煙・受動喫煙防止対策の取組	保健福祉課
	②喫煙・飲酒が健康に及ぼす影響に関する情報提供	保健福祉課

4 健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進

生涯を通じて心身ともに健康で活力ある生活を送るため、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず全ての人がスポーツを行うことができる環境整備及び女性のスポーツ活動への参画拡大を図ります。

具体的取組	主な事業	担当課
(1)男女を問わずスポーツに親しむことができる環境整備	男女区別なく実施できるイベントの開催	教育委員会事務局 生涯学習係
(2)スポーツ活動における女性の参画の拡大	女性のスポーツ指導者の養成・活用	教育委員会事務局 生涯学習係

◆ 町民みんなで◆

町民

- ・悩みや問題は一人で抱え込まずに、相談機関を積極的に利用しましょう。
- ・家庭でも性や命の大切さについて語り合しましょう。

事業者等

- ・健康診断やメンタルヘルス対策を行い、従業員の心身の健康状態の把握と健康管理に努めましょう。

【用語解説】

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)・・・性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され(自分で決めることができ)、自分らしく生きられること。

目標4 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

知名町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画



現状と課題

すべての人には、安心、安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力があります。

そのうち、配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、モラル・ハラスメント、性犯罪等の暴力の被害者の多くは女性です。

その背景には、女性に対する差別や偏見があり、これらの暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成する上での喫緊の課題です。

そのため、「配偶者暴力防止法」や「男女雇用機会均等法」におけるセクシュアル・ハラスメント防止規定、その他法制度に基づき、社会的な取組が進められてきたところです。

しかしながら、暴力は依然として存在し、命に関わる重大事件も発生しており、被害者は、心身ともに大きなダメージを受け、それにより、就業その他の社会活動への参加に困難を抱えています。

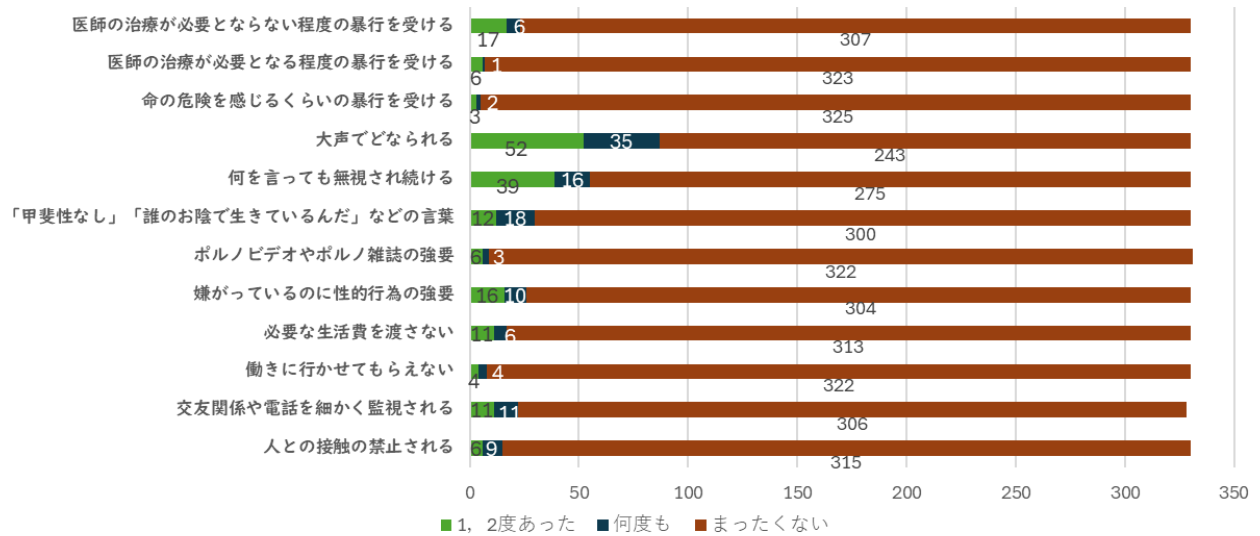
また、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)など、インターネット上のコミュニケーションツールを利用した暴力をはじめ、暴力の被害は一層多様化しています。令和5年に実施した町民意識調査によると、配偶者等から身体的、精神的等の暴力のいずれかを受けたことがある女性は、これまでに配偶者や交際相手等から身体的、精神的等の暴力のいずれかを受けたことがある人は、667件(複数回答も含む)となっており、深刻化が懸念されるところです。

加えて、配偶者や交際相手等からの暴力を受けた経験のある人は、「どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)」と回答しており、暴力が潜在化しやすい傾向にあります。こうしたことから、暴力の背景や構造について正しい理解を広め、啓発活動等を実施し、暴力を許さない意識の醸成を図るとともに、相談員の人材育成等相談体制の充実をはじめ被害者が相談しやすい環境づくりを進め、被害の潜在化を防止する必要があります。

さらに、被害者の中には女性だけでなく男性もいるということを念頭におき、被害者一人ひとりが必要とする支援を提供すると共に、再犯防止を含めた加害者支援の必要性も高まっています。

関係機関・団体との連携を強化し、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応に努め、総合的且つ切れ目のない被害者支援を行う必要があります。

配偶者等から受けた身体的暴力や精神的暴力について



【評価指標】

指標	実績値 (H26)	現況値 (R5)	目標値 (R10)
「配偶者暴力防止法」を知っている人の割合	36.9%	57.5%	65%
配偶者等から暴力や嫌がらせを受けた経験がある人のうち、どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)人の割合	21.6%	41.3%	35%
配偶者等からの暴力に関する相談員等の養成	1人	2人	1人以上 3人以下

施策の方向と概要

Ⅰ 暴力の根絶に向けた社会基盤づくり

暴力は、決して許されるものではないことから、暴力を生み出す社会構造や人々の意識に働きかけ、暴力を許さない社会を実現するため、地域、職場、学校、家庭など社会のあらゆる分野において、人権意識や男女平等意識を高める教育や啓発に取り組めます。

暴力の形態に応じた防止策や被害者支援などの取組を総合的に推進します。

具体的取組	主な事業	担当課
(1)暴力を容認しない意識の醸成と環境づくり	①「女性に対する暴力をなくす運動*」を中心とした広報・啓発	保健福祉課
	②有害環境浄化活動の強化による少年非行・犯罪被害防止対策の推進	教育委員会事務局 学校教育係 教育委員会事務局 生涯学習係
(2)子どもや若年層の間で起きる暴力を予防する啓発の推進	①子どもや若年層への暴力予防啓発の取組	子育て支援課
	②男女共同参画の学習機会の提供	町民課 保健福祉課 教育委員会事務局 学校教育係 教育委員会事務局 生涯学習係
(3)暴力被害者の総合的支援体制の整備	犯罪被害者に対する相談対、カウンセリング、経済的支援	保健福祉課

2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進

配偶者等からの暴力に対する社会の認識は、平成13年の「配偶者暴力防止法」の制定以降高まったとはいえ、未だ十分ではなく、周囲や相談窓口における心無い言葉により被害者が更に傷つけられてしまうこと(二次被害)もあります。このため、被害者の人権擁護の視点に立ち、配偶者等からの暴力についての正しい理解を社会に浸透させるための啓発活動や暴力の防止に取り組めます。

知名町男女共同参画基本計画に含まれる「知名町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」(以下「知名町DV対策基本計画」という。)に基づき、知名町配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関が連携し、被害者の状況に応じた総合的な支援策を推進します。

具体的取組	主な事業	担当課
(1)総合的施策の推進と関係機関・団体等との連携・協力体制の充実	「知名町DV対策基本計画」に基づく総合的な施策の推進	保健福祉課
(2)被害者の早期発見のための環境づくり	①地域における配偶者等からの暴力についての啓発や情報提供	保健福祉課
	②民生委員・児童委員、人権擁護委員、育児・介護サービス提供者による早期発見・対応	保健福祉課
	③保健・医療機関、学校（子ども園を含む。）保育所等における早期発見・対応	教育委員会事務局 学校教育係 保健福祉課 子育て支援課
	配偶者暴力防止法に基づく通報及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報	教育委員会事務局 学校教育係 保健福祉課
(3)被害者の安全の確保	①被害者の保護及び再発防止	保健福祉課
	②一時保護所等における保護の実施	保健福祉課
	③知名町配偶者暴力支援センター及び警察における被害者に対する保護命令制度等安全確保のための各種制度の情報提供と利用支援	保健福祉課
(4)被害者の心身の健康回復と自立の支援	就職時及び住宅等賃貸時の身元保証	保健福祉課
(5)相談員等の養成による相談体制の充実	配偶者暴力相談支援センターや町、民間団体の支援関係者を対象とした研修の実施	保健福祉課
(6)家庭内の暴力により心理的外傷を受けた子どもへの支援	配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応	保健福祉課
	子どもに対する心のケア	教育委員会事務局 学校教育係
(7)交際相手からの暴力への対応	同世代の相談を受けるピアサポーターの養成及びピアカウンセリングの実施	保健福祉課

3 性犯罪への対策の推進

性犯罪は、被害者の尊厳を深く傷つけ、心身に大きなダメージを与える断じて許されない行為です。関係法令に基づき適切に対処するとともに、被害者の心情に配慮した適切な対応を推進します。

具体的取組	主な事業	担当課
(1)性犯罪への適切な対処と性犯罪防止のための環境づくり	性犯罪の滞在化防止に向けた広報と安心して届出のできる環境づくり	保健福祉課
(2)被害者への支援・配慮	関係機関等における被害者の支援体制の整備の促進	子育て支援課

4 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

子どもに対する性的な暴力（性的虐待を含む）は、その尊厳を踏みにじる犯罪であり、子どもに深刻な身体的苦痛や被害をもたらすとともに、精神的にも深刻な影響を与え、その後の成長発達に大きな傷跡を残すなど、本人とその家族をはじめとした関係者に重大な影響を及ぼします。また、問題が潜在化しやすい傾向があります。

その防止について、広く啓発するとともに、被害を受けている子どもの早期発見と適切な支援を行うため、児童相談所、保健・医療機関、学校、民間団体等が連携・協力を図ります。

具体的取組	主な事業	担当課
(1)被害を受けた子どもの早期発見・相談・支援	①関係機関の連携等による虐待の早期発見と早期対応の環境づくり	子育て支援課
	②被害を受けた子どもの相談・支援等及び防犯・安全対策の強化	子育て支援課
(2)児童ポルノ対策の推進	児童ポルノ事案の被害防止対策の推進	子育て支援課

5 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは個人的問題として矮小化され、潜在化する傾向にあります。職場や学校、地域等における男女の上下関係や役職等による力関係など男女が置かれている状況を背景とした社会の構造的問題であるという理解を広め、その防止対策や被害者支援などの取組を総合的に推進します。

具体的取組	主な事業	担当課
雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進	①労働条件実態調査による企業のセクシュアル・ハラスメント対策取組状況の把握・公表	企画振興課
	②職員を対象としたセクシュアル・ハラスメント防止研修の実施と相談体制の整備	総務課

◆ 町民みんなで◆

町民

- ・DVについて正しい知識を持ち、被害者にも加害者にもならないようにしましょう。
- ・暴力に気付いたら、警察や配偶者暴力相談支援センター等に相談・通報しましょう。
- ・被害者から相談を受けた時は、相手の言うことを否定せずに話を聞き、相談窓口を案内しましょう。
- ・子どもの虐待に気付いたら、役場や児童相談所、地区の民生委員に知らせましょう。

事業者等

- ・DVに関する研修等を実施しましょう。
- ・被害者から相談を受けた時は、相手の言うことを否定せずに話を聞き、相談窓口を案内しましょう。
- ・セクシュアル・ハラスメント等に対する方針を従業員に周知しましょう。
- ・セクシュアル・ハラスメント等に関する相談窓口を設置し、相談内容や状況に応じ解決に取り組みましょう。
- ・セクシュアル・ハラスメント等に関する研修を実施しましょう。

【用語解説】

「女性に対する暴力をなくす運動」・・・毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間となっている。パープルリボンは、女性に対する暴力根絶のシンボルで、1994(平成6)年にアメリカで生まれた草の根運動に始まり、今では国際的な運動へ広まっている。紫色のリボンを身に付けること、飾ることで、「暴力のない世界にしたい」という意思表示をすることができる。

目標5 生活上の困難や課題に対する支援と誰もが安心して暮らせる環境の整備

困難な問題を抱える女性への支援基本計画



現状と課題

単身世帯やひとり親世帯の増加等に伴う家族形態の多様化、非正規労働者の増加など雇用・就業構造の変化、経済社会の急速なグローバル化などが進行する中で、幅広い層で貧困など生活上の困難を抱える人の増加が見られます。

特に、ひとり親家庭や障害のある人、高齢者、女性は、厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にあります。

女性は、出産・育児等により就業を中断する人や非正規雇用者が多いこと、賃金等の男女格差があること、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントの被害により社会生活に支障をきたすことなどで、男性に比べて貧困など生活上の困難に陥りやすくなっています。

さらに、障害のある女性や外国人の女性などは、女性であることで、より複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくありません。若年層においても、社会的孤立や未就労・非正規雇用による貧困の問題が深刻化しており、この要因として、経済の低迷により女性にとって厳しい雇用環境が男性にも拡大したことや、固定的性別役割分担意識などもあげられます。

一方、男性の単身世帯や父子世帯、介護中の男性の中には、地域からの孤立等の問題を抱えている人がいますが、その背景には、固定的性別役割分担意識に基づく男性の家庭や地域との関わり方や仕事優先の働き方があります。

また、性的指向や性同一性障害など性別に関する偏見や固定観念等により、困難な状況に置かれ、人権を侵害されている状況にある人々がいます。

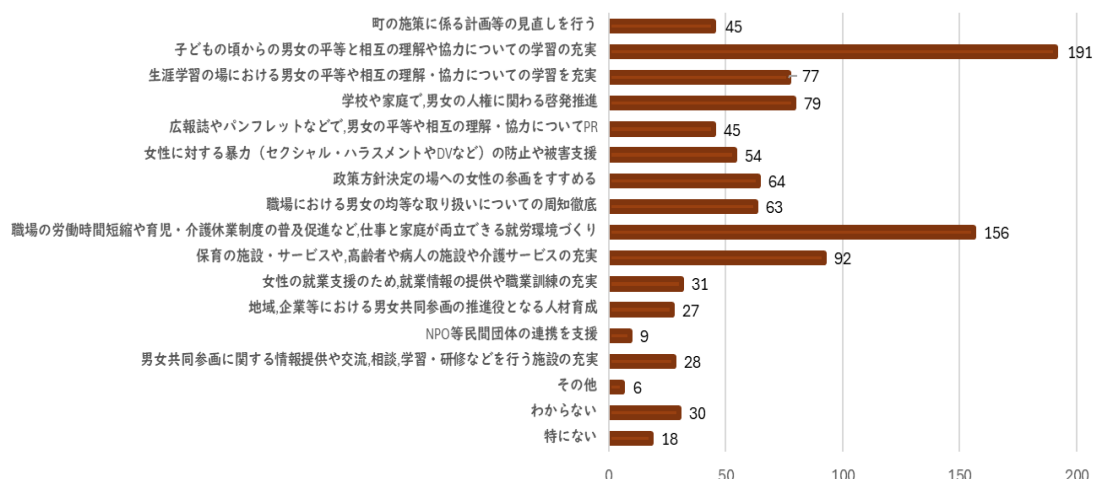
一人ひとりが、自信と誇りと喜びを持って自立した生活を送ることができるようになるために、人権を尊重し、多様な家族形態やライフスタイルを認め合う意識の醸成や固定的性別役割分担意識の解消が必要です。

併せて、就労の場における均等な機会と公正な待遇の確保、ワークライフバランスの推進、正規雇用と非正規雇用間の格差是正等、雇用環境の整備を含めた自立した生活を送るための支援に取り組む必要があります。

近年では大規模災害が日本全国で頻発しており、被災時には平時の固定的性別役割分担意識が強化され、性別により異なるニーズや状況が配慮されないことなどが被災者をさらに困難な状況に追い込み、その回復や町の復興を遅らせる要因となっています。これまで男性中心であった防災分野に女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があります。

このように、様々な困難な状況の中においても、誰もが安心して暮らせるようになるためには、社会のあらゆる分野における男女共同参画の視点を踏まえた取組の推進が不可欠です。

男女共同参画社会を形成していくために町が力を入れるべきこと



【評価指標】

指標	実績値 (H26)	現況値 (R5)	目標値 (R10)
「ダイバーシティ」という用語について知っている人の割合	—	18.9%	20%
女性相談支援員の配置	—	0人	1人

施策の方向と概要

1 ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭においては、経済、子どもの教育、健康面などで不安が大きく、仕事と家庭の両立が難しいことなどから、個々の状況に応じた子育て、生活、就業、経済面等の総合的な支援を展開します。

特に、若年や未婚その他の理由により妊娠、出産、子育てにおいて困難な状況を抱えた女性や地域で孤立しがちな父子家庭については、その実態やニーズを把握し、子育てや生活等について必要な支援を講じます。

具体的取組	主な事業	担当課
(1)ひとり親家庭等への経済的支援	児童扶養手当申請手続き、医療費助成	子育て支援課
(2)ひとり親家庭の母等の就業等自立の支援	母子家庭の母等への就業相談、職業訓練等の実施と母子家庭等自立支援給付金の支給及びひとり親家庭等への家庭生活支援員の派遣	子育て支援課
(3)若年期の自立支援	①就業支援と雇用確保及び関係機関のネットワーク構築、相談・支援体制の充実等	保健福祉課
	②勉学に集中できる環境を整えるための資金を奨学金として貸与する	教育委員会事務局 学校教育係

2 困難な状況に置かれた若者などの自立に向けた支援及び困難な問題を抱える女性への支援

不登校やひきこもり、ニート、フリーター等の若者が置かれている困難な状況には、固定的性別役割分担意識を背景に、男女によって社会や家族の期待や求める役割が異なることが抑圧的に働いていることがあります。支援に当たっては、性別にかかわらず多様な生き方、働き方を尊重し、個人の個性や能力が発揮できるよう配慮します。その際、女性については、「家事手伝い」として括られることによりこれらの問題が潜在化していないか留意します。

また、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの暴力被害者の中には、その心身に対する影響により就学や社会参加の困難に直面している人もいることに留意し、暴力の影響についての正しい理解を持って支援を行います。

一方、学校においては、進路指導等で、性別にかかわらず経済的に自立していくことの重要性を認識し、性別によって選択の幅を狭めることなく、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるようなキャリア教育を推進し、将来に向けた社会人・職業人としての自立を支援します。

また、一人暮らし世帯等、地域から孤立する可能性が高い人や世帯が、地域で安心して暮らすことができるよう、見守り活動を支援します。

具体的取組	主な事業	担当課
(1)若年期の自立支援	①就業支援と雇用確保及び関係機関のネットワーク構築、相談・支援体制の充実等	保健福祉課
	②勉学に集中できる環境を整えるための資金を奨学金として貸与する	教育委員会事務局 学校教育係
(2)暴力被害者の支援	暴力被害者の精神的回復と自立に向けた支援	保健福祉課
(3)地域から孤立する可能性のある人への支援	一人暮らし世帯等の見守り・支援	保健福祉課
(4)困難な問題を抱える女性への支援	多様な相談窓口の設置や関係機関との連携体制を整備し「本人中心」の相談支援	保健福祉課

3 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

高齢者の自立した健康で安心な暮らしを支えるために、性別による生活実態や価値観、自らの状況に対する認識、身体機能等の違いに配慮した施策を展開します。その際は、高齢者の現状が、若い時期からの社会における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の影響を大きく受けていることを踏まえた上で、就業や社会参加の支援、経済的自立を支える制度や環境の整備、健康や安全面の生活自立に向けた取組、身体的性別に配慮した性差医療*や性別の違いに配慮した生活習慣病対策、介護予防対策を推進します。

また、広く介護知識・技術の普及を図り、女性が主となりがちである家族介護の負担軽減を図ります。また、介護のための離職等により経済的に困窮したり、地域から孤立したりする介護者に配慮します。

さらに、介護に必要な家事等の技術の不足に加え、地域との関わりがほとんどなく支援を求めることができない状況になりやすい男性介護者の抱える問題にも対応します。

一方、高齢者の人権を尊重し、性別に配慮した医療・介護サービスの提供・保健医療施設や介護施設の運営により、医療・介護の質の向上を促進します。なお、不足する医療・介護を担う人材の確保を図るため、賃金体系や処遇等を見直し、誰もが、生活の安定及びワークライフバランスを図ることができるよう、雇用制度や環境の整備を促進するとともに、求職・求人に係る情報提供、職業相談、職業紹介等を推進します。

具体的取組	主な事業	担当課
(1) 高齢男女の就業促進と雇用の確保	シルバー人材センターの支援等による身近な地域で安心して働くことができる多様な就労機会の提供	保健福祉課
(2) 男女のニーズに配慮した高齢者の生活の自立支援	① 高齢者等の見守り活動と日常生活支援体制の整備	保健福祉課
	② 高齢者に対する生活資金の貸付と援助指導	保健福祉課
	③ 高齢者に配慮したまちづくりの整備促進	保健福祉課
	④ 高齢者に対応した町営住宅や高齢者向け住宅の整備	保健福祉課
	⑤ 高齢者等の消費者トラブル未然防止対策	企画振興課 保健福祉課
	⑥ 成年後見制度の周知・活用支援	保健福祉課
(3) 男女の身体的特徴や性別に配慮した高齢者の医療・介護基盤の充実	① 家庭介護者等の介護負担軽減のための介護支援の充実	保健福祉課
	② 介護サービスの質の確保のための人材の養成・確保	保健福祉課
	③ 介護負担軽減のための介護知識・介護技術の普及	保健福祉課
	④ 介護に関する相談体制の整備	保健福祉課
	⑤ 高齢者の虐待防止のための普及・啓発と早期対応に向けた対策の推進	保健福祉課

4 障害者が安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画の視点を踏まえながら、障害のある人もない人も共に生きる社会の構築を図ります。その際、障害のある女性は、障害に加え女性であることによって、複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意します。

具体的取組	主な事業	担当課
(1)障害のある男女のニーズに配慮した自立支援と生活環境の整備	①障害者に配慮したまちづくりなど障害者が自立しやすい社会基盤の整備	保健福祉課
	②支援が必要な子どもへの適切な指導及び必要な支援の実施	教育委員会事務局 学校教育係
(2)男女の身体的特徴や性別に配慮した障害者の医療・介護基盤の充実	①介護・医療等のサービスの充実	保健福祉課
	②障害者の自立支援のためのサービス提供者等の人材育成及び相談体制の充実	保健福祉課
	③障害者の虐待防止のための普及・啓発と相談窓口の設置等早期対応に向けた対策の推進	保健福祉課

5 外国人が安心して暮らせる環境の整備

社会のグローバル化の進展に伴い、本町で暮らす外国人は、男性5名、女性が48名となっています。

外国人の女性は、言語の問題、習慣や価値観の違いに加え、頼れる身寄りが身近にいないことなどによる孤立などの困難に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれており、そのような状況を踏まえた支援を進めます。

具体的取組	主な事業	担当課
複合的な生活上の困難を抱える外国人に対する支援	①外国人の地域での孤立を防止するための交流等の支援	保健福祉課
	②行政情報・生活情報等の多言語による提供、相談体制の充実等による外国人の生活支援	企画振興課 保健福祉課
	③暴力の被害を受けた外国人からの相談への対応・保護	保健福祉課
	④外国人留学生への奨学金の給付等、外国人への経済的支援	保健福祉課

6 その他複合的に困難な状況に置かれている人々の支援

人権擁護の取組においては、同和問題やその他人権を侵害される問題で、生活上の困難に直面しさらに女性であることによって複合的に困難な状況に置かれている人々に配慮する必要があります。

また、性的指向や性同一性障害など性別に起因する偏見や固定観念等により困難な立場に置かれている人々の個人の尊厳が保障されるよう、人権教育・啓発等を進めます。

具体的取組	主な事業	担当課
(1)同和問題等人権問題の解決	人権相談体制の充実	総務課
(2)性的志向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人々への支援	①差別や偏見の解消を目指した教育・啓発活動	総務課
	②人権侵害の被害者の救済	総務課
	③人権相談体制や相談・カウンセリング体制等の整備	総務課

7 子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備

子どもたちが安心・安全に暮らし、健やかに成長できるよう、子どもに対する虐待や性犯罪等の暴力の根絶に向けた環境づくりや医療体制の整備を行います。また、家庭の経済状況等が子どもの進学機会や学習意欲に影響を及ぼし、生活上の困難が世代を超えて継承されることがないように、教育費の負担軽減を進めるとともに、子ども一人ひとりに対して教育関係者や福祉関係者、地域が連携し、生活面や学習面での支援、家庭への支援などを行う取組を促進するなど、社会全体で子供を支える取り組みを進めます。

具体的取組	主な事業	担当課
(1)子どもに対する虐待や性犯罪等の暴力の根絶	子どもに対する虐待や性犯罪等暴力を根絶するための体制整備と予防啓発等の充実	子育て支援課
(2)暴力被害者である子どもの早期発見と適切な保護	子どもが相談しやすい環境整備と被害児童に対する適切な対応	子育て支援課
(3)子どもが安心して生活できる環境づくり	①世代を超えた貧困の連鎖を防止するための自立の前提となる子どもの学びの支援	子育て支援課
	②障害のある子どもの自立と社会参加に向けた特別支援教育の推進	保健福祉課
	③障害のある子どもに対する在宅サービスや放課後支援等、子どもの状況に配慮した適切な支援	子育て支援課
	④地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備	保健福祉課
(4)社会全体で子どもを支える取組の促進	①男女とも子育てに参画できる仕事と家庭の調和の実現に向けた気運の醸成と就業環境の整備の促進	子育て支援課
	②地域全体で子育てや子どもの教育に取り組む体制づくり	子育て支援課
	③家庭教育における子育てに関する情報提供及び相談体制の充実	教育委員会事務局 生涯学習係

8 災害により困難に直面する男女のニーズへの配慮と女性の参画拡大による防災・災害復興対策の推進

東日本大震災等の検証において、被災時には、平時の固定的性別役割分担が強化され、増大した家庭的責任が女性に集中する一方、男性には復興作業の負担がかかる状況が多く見られたほか、避難所の運営が主に男性によって行われ、女性や子育て家庭のニーズが反映されないなどの問題が明らかになりました。

このような問題を解決し、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する施策・方針決定家庭及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を踏まえて防災体制を確立する取組を推進します。

具体的取組	主な事業	担当課
(1)防災分野の政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画拡大	①女性の消防団員の確保や女性の消防職員の採用等の促進	総務課
	②女性のリーダーの養成の促進	総務課
(2)男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害対応	①「町地域防災計画」の見直し	総務課
	②町における「地域防災計画」の策定	総務課
	③災害ボランティア活動の支援	総務課
(3)女性、高齢者、障害者、外国人にも配慮した防災教育及び防災情報提供の促進	防災に関する知識の普及、学習機会の拡充の促進	総務課

◆ 町民みんなで◆

町民

- ・悩みや問題は一人で抱え込まずに、相談機関を積極的に利用しましょう。
- ・様々な困難な状況があることを理解し、お互いに助け合いましょう。

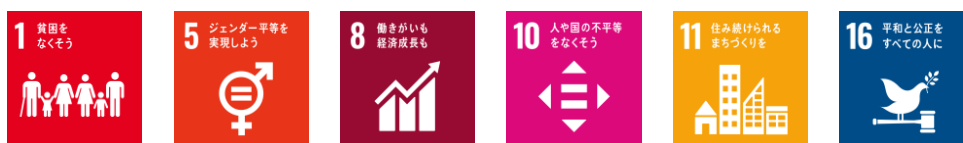
事業者等

- ・女性、高齢者、障害者、外国人等の雇用機会の拡大に努めましょう。
- ・職場の防災計画や事業継続計画(BCP)に男女共同参画の視点を取り入れましょう。

【用語解説】

性差医療・・・泌尿器や生殖器等といった身体的機能の違いからくる疾患の性差だけでなく、性ホルモンや年代や生活習慣、同じ疾患における症状の違いなどに配慮しながら予防や診断、治療に反映させる新しい医療のあり方。

目標6 施策・方針決定過程への女性の参画の拡大



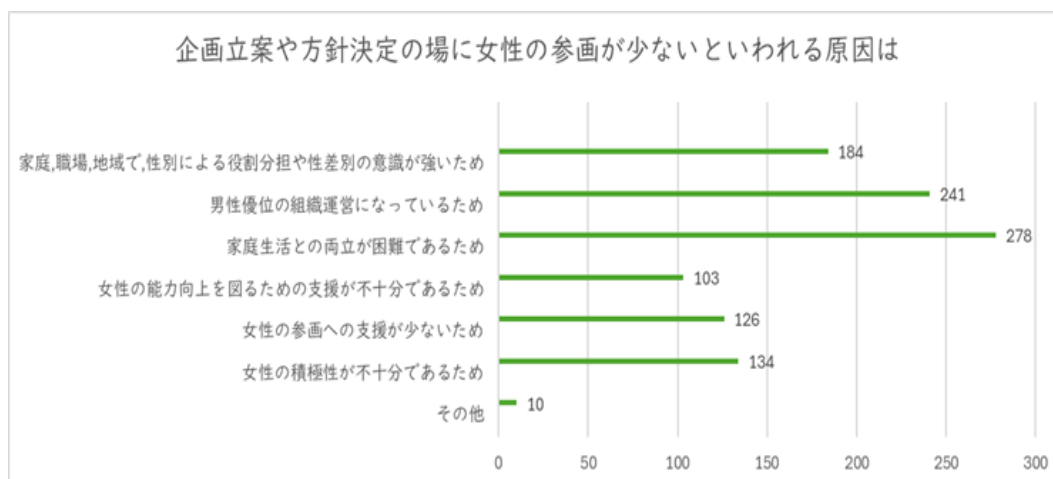
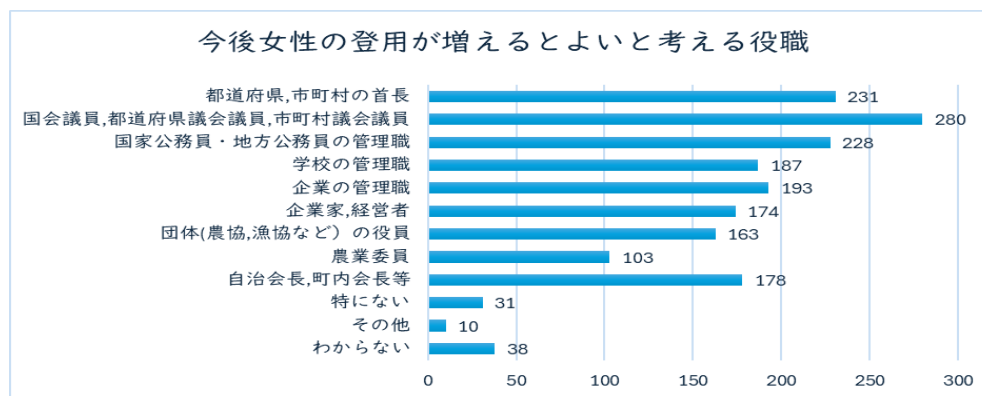
現状と課題

経済その他社会の様々な分野の発展のためには、各分野の施策・方針決定過程に多様な立場の人が多様な意見を持って参画し、男女双方の意思が公正に反映されることが重要です。しかし、女性は、人口の半分、労働人口の約4割を占め社会において様々な活動を担っているにもかかわらず、施策・方針決定過程への参画は低調です。

知名町の審議会等委員に占める女性の割合は、これまでの登用促進の取組により向上したものの、地方自治や地域づくり活動への女性の参画は進んでいません。

このような状況を改善するためには、町が率先して女性の参画拡大に向けた取組を進めていくとともに、関係団体等に対する働きかけや支援を行う必要があります。

また、関係機関や団体と連携しながら、女性の人材育成や各分野で活躍する人材の掘り起こしを進めていくとともに、こうした人材に社会で活躍する機会を提供する必要があります。



【評価指標】

指標	実績値 (H26)	現況値 (R5)	目標値 (R10)
町の審議会等委員会への女性の登用率	—	16.5%	35%
町の管理的地位（課長相当職以上）に占める女性職員の割合	5.8%	22.2%	30%

施策の方向と概要

Ⅰ 行政分野における女性の参画の拡大

行政のあり方や実施される施策は、町民の意識や生活に大きな影響を及ぼすことから、固定的性別役割分担意識を助長することや行政サービスの受益と負担に性別による不均衡や不公平が生じることなく、男女双方の行政ニーズが適切に反映されるよう、施策や方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。

具体的取組	主な事業	担当課
(1)町の審議会等委員への女性の登用推進	年次別登用計画書に即した計画的な女性の登用	総務課
(2)町における女性職員の登用推進	①能力開発・向上のための研修等の実施	総務課
	②女性の登用を推進	総務課
	③女性も相談しやすい体制の整備	総務課
	④仕事と育児・介護の両立支援制度の活用促進	総務課

2 雇用分野における女性の参画の拡大

雇用分野において女性の参画機会を確保することは、女性の自己実現と経済的自立にとって必要不可欠です。さらにそのことは、労働力の確保にとどまらず、これまでの男性中心の経済活動に多様な視点を取り入れ、新たなサービスを生み出す可能性を広げるなど、経済の活性化にもつながります。このような女性の参画の意義について、社会の理解を広め、企業に対して、女性の登用や女性が働き続けることができる職場環境づくりを働きかけます。

具体的取組	主な事業	担当課
企業における女性の参画の促進	①ポジティブ・アクションに関する普及・啓発	企画振興課
	②管理職等への女性の登用状況などのポジティブ・アクションに関する企業の取組調査及び結果の公表	企画振興課
	③企業の先進的取組についての情報収集・提供	企画振興課
	④働く女性のつながりづくりの支援	企画振興課

3 農林水産業・商工業等自営業の分野における女性の参画の拡大

農林水産業・商工業等自営業の経営において、女性が果たしている役割や貢献が適正に評価されるとともに、施策・方針決定過程への女性の参画が促進されるよう、農林水産業及び商工業関係団体に対する普及・啓発を行い、女性の登用を働きかけます。

具体的取組	主な事業	担当課
(1)農林水産業分野における女性の登用促進	①農業委員・農地利用最適化推進委員への女性の登用促進	農業委員会
	②農業協同組合役員への女性の登用促進	農林課
(2)商工業分野における女性の登用促進	商工会等商工団体役員への女性の登用促進	企画振興課

4 その他の分野における女性の参画の拡大

各種機関や団体、組織において女性の能力が発揮されることは、それぞれの団体や組織、業界や地域の活性化に不可欠であるという認識の醸成を図るとともに、女性のリーダーの育成や方針決定過程への女性の登用を促進します。

具体的取組	主な事業	担当課
各種機関、団体、組織等における女性の参画促進	①女性の能力発揮の重要性についての広報・啓発	総務課
	②各団体等に対する女性の登用の働きかけ	総務課

5 女性の人材育成及び人材情報の整備

女性の能力開発を支援し人材育成を図るとともに、女性の人材情報を整備することにより、女性の参画を促進します。

具体的取組	主な事業	担当課
(1)政治・行政分野における女性の人材の育成	町職員等政治・行政分野の女性のエンパワメントの支援	総務課
(2)地域社会における女性の人材の育成	①多様な女性の人材の育成	総務課
	②女性の生涯学習リーダーの養成	教育委員会事務局 生涯学習係
	③社会教育関係団体における女性のリーダーの養成	教育委員会事務局 生涯学習係
(3)農林水産業分野における女性の人材の育成	①女性農業経営士の養成・認定	農林課
	②女性の青年林業士の養成・認定	農林課
	③女性の漁業士の養成・認定	農林課
(4)女性の人材情報の収集・整備	女性の人材情報の収集	町民課

◆ 町民みんなで◆

町民

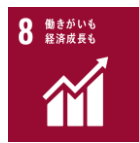
- ・審議会などの政策や方針決定の場には男女ともに積極的に参画するよう努めましょう。
- ・自治会や PTA など地域における方針決定には、男女ともに積極的に関わるよう努めましょう。

事業者等

- ・固定的性別役割分担意識や過去の経緯を見直し、方針決定過程への女性登用に努めましょう。

目標7 誰もが能力を発揮できる就業環境の整備の促進

知名町女性活躍推進計画を包含しています。



現状と課題

就業は、個人の生活に経済的基盤を与えると同時に、自己実現につながるものです。そのため、性別にかかわらず一人ひとりが、その能力を十分に発揮することができる就業環境を整備することは、人権尊重の視点から極めて重要であるとともに、ダイバーシティ*の推進による社会・経済活動の活性化という点からも要請されます。しかしながら、出産前に仕事をしていた女性の半数以上が第1子の出産を機に退職し、その多くが出産・育児期に就業を中断することから、女性の年齢階級別労働力率を表す曲線は、30代を底とするM字カーブ*を描いています。

しかもその雇用形態についてみると、子育て期にあたる年代以降は、パートタイム労働等の非正規雇用の割合が高くなっており、賃金や管理職等への登用など就業の場の待遇や機会において男女間の格差も存在しています。

そのため、継続して就業できる制度・環境の整備や積極的改善措置を促進し、女性の就業継続や再就職の支援及び登用促進並びに男女の機会と待遇の均等の確保に取り組むことが必要です。

また、IT分野におけるジェンダーギャップの解消や、コロナ禍において就業面で大きな影響を受けた女性が多くいたことから、就業に直結するデジタルスキルを身につけた女性デジタル人材育成の加速化を目標とした「女性デジタル人材育成プラン」に基づき、本町でも取組を進める必要があります。

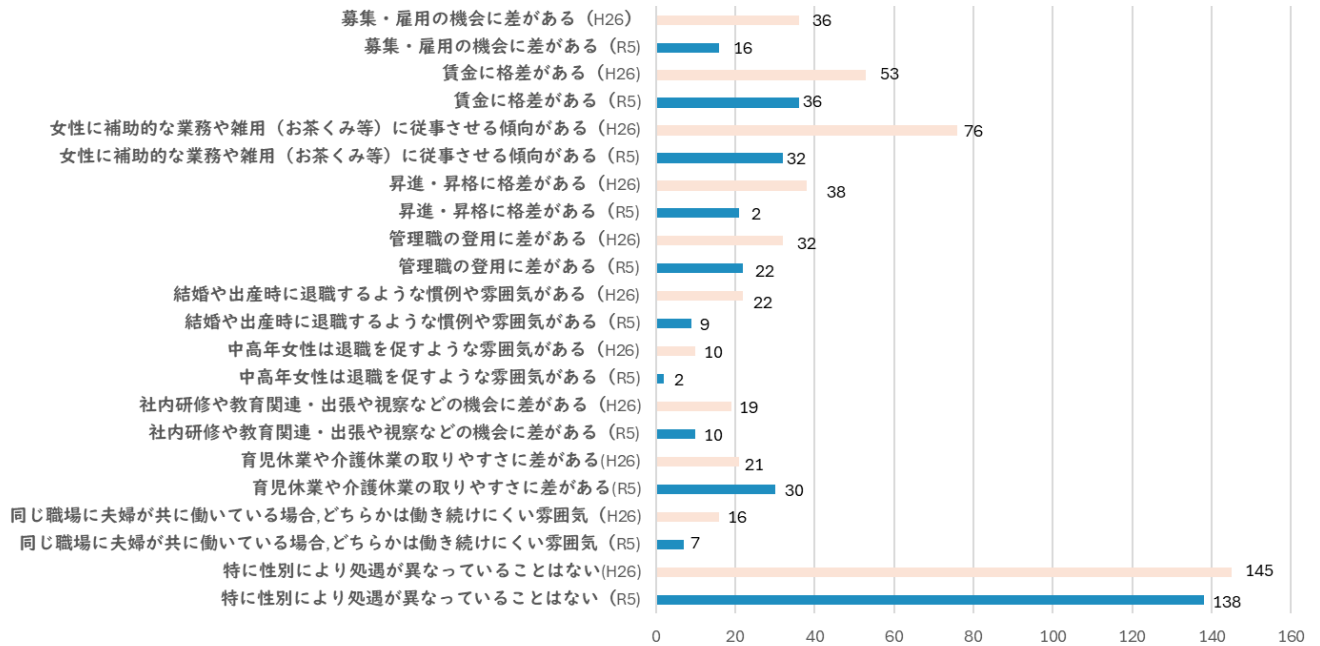
非正規雇用は多様な就業ニーズに応える側面もあるものの、正規雇用を希望しながら非正規で働く人も少なくありません。

女性の雇用者のうち非正規雇用者が過半数を占め、その多くは給与水準が低く、女性が貧困に陥りやすい要因になっていることから、不安定な非正規雇用環境の整備に向けた取組が必要です。

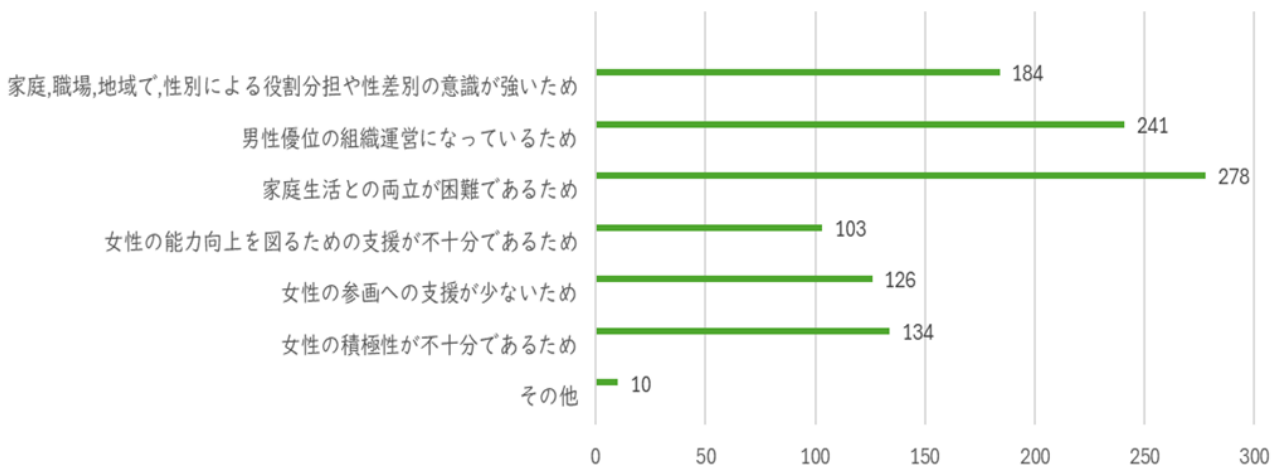
なお、経済の長期的低迷やグローバル化の進展等は、男性の雇用環境も不安定化・悪化させ、中高年失業者の増加や若年層への非正規雇用の拡大、長時間労働の常態化による心身の健康状態の悪化など人権尊重の視点から看過できない様々な問題が生じています。この背景にも、一人ひとりの多様な働き方に中立ではない制度や慣行があり、男女ともに安心して働き、暮らしていけるための雇用環境の整備が求められています。

さらに、雇用の分野だけでなく、農林水産業や商工業等の自営業、起業の分野においても、男女が均等な機会と待遇の下で能力を発揮できる環境を整備し、経営への女性の参画を促進する必要があります。

職場での性別による処遇の差について



企画立案や方針決定の場に女性の参画が少ないといわれる原因は



【評価指標】

指標	実績値 (H26)	現況値 (R5)	目標値 (R10)
職場の中で男女平等と感じている人の割合	25%	45.5%	50%

施策の方向と概要

1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保を促進し、男女間の賃金や処遇等の格差の解消に向けた女性の就業継続や再就職の支援に取り組みます。

また、多様でかつ柔軟な働き方が選択でき、それぞれの職務や能力に応じた適正な処遇と労働条件が確保されるよう、均等・均衡待遇の促進を図ります。

具体的取組	主な事業	担当課
(1)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び非正規労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令や諸制度の普及・啓発	①広報誌等による関係法令等の普及	企画振興課
	②労働問題に関するセミナーの実施	企画振興課
	③就業に必要な知識やスキルを習得する講座の開催	町民課
(2)セクシュアル・ハラスメント防止の取組促進	セクシュアル・ハラスメント防止のための研修	総務課 企画振興課

2 農林水産業・商工業等自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進

農林水産業及び商工業等の自営業において、女性の貢献に見合う適正な賃金を確保し、女性が経済的地位を向上させるとともに、能力を十分発揮するため、研修機会の提供や就業環境の整備を促進し、経営等の方針決定過程への参画を進めます。

具体的取組	主な事業	担当課
(1)農林水産業における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成	①家族経営協定締結の推進	農林課
	②農村における女性の地域農産物を活用した加工品開発等の企業活動の支援	農林課
	③地域水産物を活用した加工品開発に向けた取組の実施	農林課
(2)商工業等自営業分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成	商工会等女性部の活動促進を図る研修等の実施	企画振興課

3 女性の能力発揮のための支援

固定的性別役割分担意識を反映した「主たる働き手は男性で、女性は家計を補助するため働く」という慣行に基づく職業観について、解消を図るための啓発を行います。

また、労働者の就業能力の向上や就業希望者の職業選択については、性別にかかわらず個人の能力や個性、希望や意欲を踏まえた意識啓発や情報提供、能力開発等の支援に努めるとともに、コロナ禍において全国的に導入が加速したテレワーク*等の新しい働き方への対応や就業に直結するデジタルスキルの向上等を目的とした、女性デジタル人材育成についても取組を進めていきます。

なお、育児や介護を理由に離職した人の再就職は、離職期間が長期にわたる場合が多く、職種によっては職業能力の維持が難しいことや、本人の希望する職種や就業条件と企業の人材ニーズとの適合が困難なことなどから容易ではないため、そのことを踏まえた就労支援を行います。

具体的取組	主な事業	担当課
(1)就業継続や再就職の支援	①就業継続や再就職に関する必要な知識や情報の提供と相談対応	町民課
	②子育て中の女性等に対する再就職支援窓口(マザーズコーナー)の周知	町民課
(2)起業に対する支援	①起業のための知識や手法に関するセミナーの開催等各種支援の実施	企画振興課
	②農林水産業や商工業に関する各種融資制度の実施	農林課 企画振興課
(3)新規就業に対する支援	①就農を促進するための相談活動等各種支援や啓発の実施	農林課
	②林業への新規就業を促進するための相談活動等各種支援や啓発の実施	農林課
	③漁業への新規就業を促進するための相談活動等各種支援や啓発の実施	農林課
	④福祉分野の職業紹介	保健福祉課

◆ 町民みんなで◆

町民

- ・働くことへの意識を高め、性別にかかわらず能力を発揮できるよう努めましょう。
- ・能力開発のためにセミナー等に進んで参加しましょう。

事業者等

- ・「男女雇用機会均等法」や「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用労働法）」等の法令を遵守し、周知に努めましょう。
- ・性別や出産・育児等を理由とする不利益取扱いやハラスメントをなくしましょう。
- ・経営者・管理職向けセミナー等に積極的に参加し、意識改革を図りましょう。

【用語解説】

ダイバーシティ…直訳で「多様性」をあらわす言葉。人種・年齢・性別・能力・価値観など様々な違いをもった人々が組織や集団において共存している状態のこと。

M 字カーブ…年齢層別に見た女性労働率のグラフで特徴的な曲線のこと。男性と違い、女性は結婚・出産期に当たる年代に労働率が一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという推移が見られる。

テレワーク…Tele（離れて）とWork（仕事）をかけ合わせた造語で、情報通信技術（ICT）を活用して時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。

目標8 一人ひとりのワークライフバランスの実現に向けた環境づくり

知名町女性活躍推進計画を包含しています。

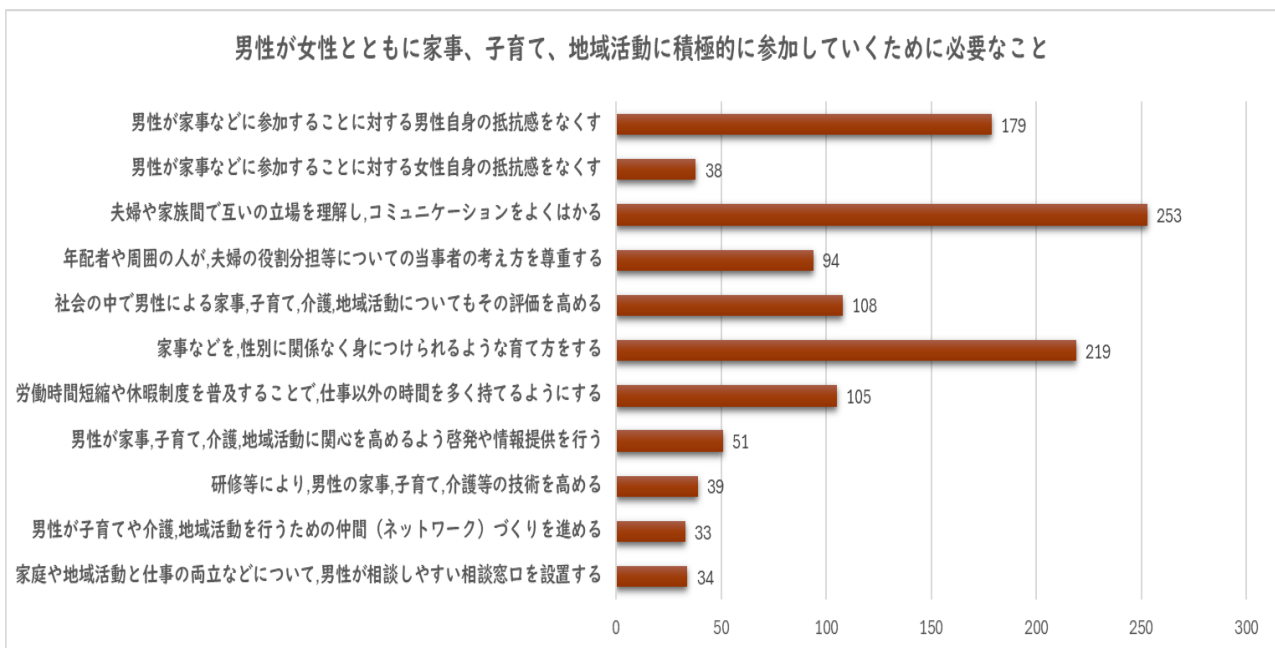


現状と課題

ワークライフバランスは、健康や趣味、学習といった個人的領域においても、仕事やボランティア活動等地域貢献活動といった社会的領域においても、自己実現を可能にするとともに、育児や介護を含め家庭生活に家族がともに責任を果たし、安心して暮らしていく上でも重要です。

また、少子高齢化や雇用環境の変容、社会経済のグローバル化等が進展する中で、職場優先の組織風土や長時間労働と性別役割分担を前提とした労働慣行を見直し、ワークライフバランスの実現を図ることは、施策・方針決定過程への参画の拡大を進める上で不可欠であり、経済社会の持続可能な発展や経済活動の活性化につながるものです。

このため、ワークライフバランスの実現に向けて、子育てや介護等に係る家族への支援策との密接な連携を図った取組を、事業所や地域の団体等とともに着実に進めるとともに、一人ひとりの意識と行動の改革に働きかける啓発を行っていく必要があります。



【評価指標】

指標	実績値 (H26)	現況値 (R5)	目標値 (R10)
「ワークライフバランス」という用語について知っている人の割合	14%	31.4%	40%
保育所等待機児童数	0人	0人	0人

施策の方向と概要

Ⅰ ワークライフバランスを図るための社会的気運の醸成と環境整備

ワークライフバランスの実現に向けて、社会的気運の醸成を図るとともに、長時間労働の抑制や公正な処遇を伴う多様な働き方の普及、男性のさらなる家事・育児参画の促進及びそれを可能にする職場環境の整備等を進めます。

なお、雇用の場だけではなく、農林水産業や商工業等自営業の場においてもワークライフバランスの普及を図ります。

具体的取組	主な事業	担当課
(1)ワークライフバランスに関する意識啓発の推進	ワークライフバランスに関するセミナーの開催	総務課
(2)就業の場における仕事と家庭の両立支援の取組の促進	①仕事と子育ての両立支援に取り組む企業の登録・普及	子育て支援課
	②妊婦及び子どものいる世帯を地域全体で応援する気運の醸成	保健福祉課
	③農林水産業や商工業等自営業の従事者の仕事と生活の調和の普及	農林課 企画振興課
(3)仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着促進	①広報誌等による仕事と生活の両立支援や育児・介護休業取得促進のための労働関係法令や諸制度の普及	企画振興課
	②育児・介護休業取得状況の調査と結果の公表	総務課

2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

性別や就労の有無にかかわらず、安心して子育てや介護ができる社会の実現に向け、「社会全体で子育て・介護を支える」という基本的な考え方に立って、保育所待機児童の解消や多様化する保育ニーズへの対応、子育て支援拠点の整備、介護支援策の充実を図ります。

具体的取組	主な事業	担当課
(1)多様化するニーズに対応した保育・介護サービスの充実	①保育所待機児童の解消	子育て支援課
	②延長保育、休日保育、病児・病後児保育等の実施	子育て支援課
(2)子育て支援拠点施設等の整備	①地域子育て支援の拠点の設置促進	子育て支援課
	②放課後児童クラブの設置促進	子育て支援課
(3)地域住民等の力を活用した子育て・介護環境の整備	①子育てサークル等の取組の促進	子育て支援課
	②要介護高齢者等の地域での介護環境、見守り・支え合い体制の整備	保健福祉課
(4)子育て・介護のための生活環境の整備	①公共施設のユニバーサルデザインの推進	建設課
	②安全な道路交通環境の整備	建設課
	③公園の整備	企画振興課

◆ 町民みんなで◆

町民

- ・仕事中心の生活から、家庭・地域を視野に入れたバランスの取れたライフスタイルに転換しましょう。
- ・男女ともに積極的に家事や育児等に関わり、負担の偏りを減らしましょう。
- ・育児・介護サービスを利用しながらお互い助け合いましょう。

事業者等

- ・育児・介護休業制度について、男女ともに取得しやすい雰囲気づくりに努めましょう。
- ・長時間労働の削減や多様で柔軟な働き方など、ワークライフバランスに配慮した職場づくりに努めましょう。

目標9 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進



現状と課題

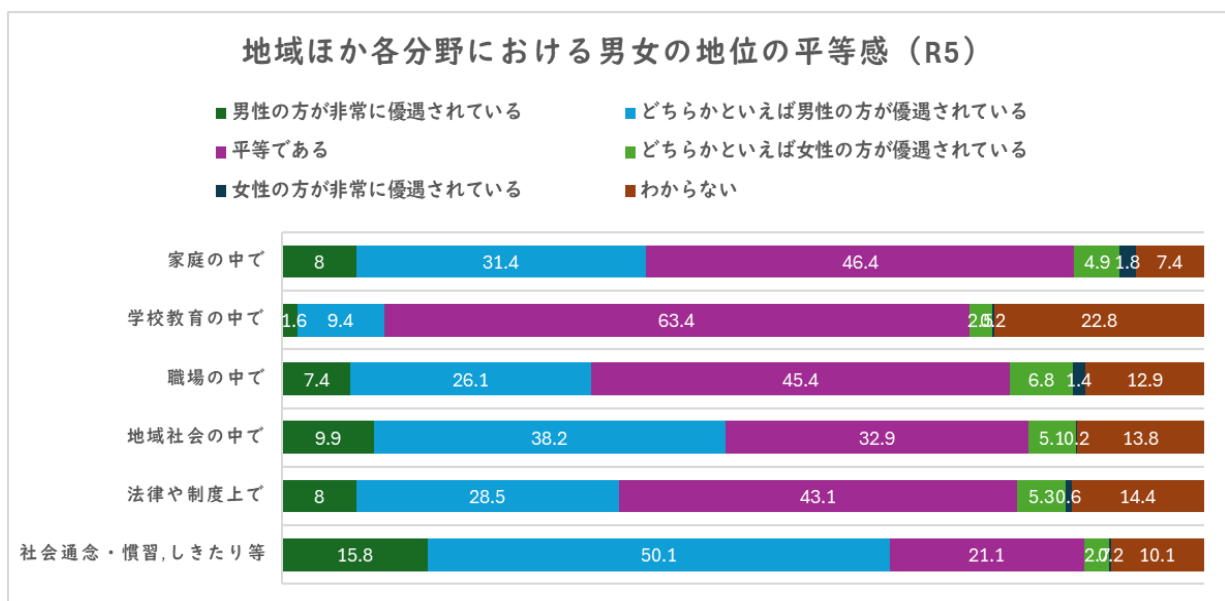
人々にとって家庭とともに最も身近な暮らしの場である「地域」は、少子高齢化・過疎化の進行、地域社会を取り巻く社会経済情勢の変化に伴う雇用環境の悪化や商店街の衰退、一次産業の担い手不足、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活に困難を抱える人の増加、家庭における育児・介護の困難や暴力・虐待の発生、犯罪や災害の危険など、多くの課題を抱えています。

これら多様化・複雑化する地域課題の解決に、行政のみが公共サービスを提供して対応するあり方から、地域の多様な主体との協働により「新しい公共」を担うあり方が求められています。

これらの活動が確かな地域力の向上と持続可能な地域社会の実現につながるためには、人権尊重と男女平等を基盤とする男女共同参画の視点を通し、性別や年齢、障害の有無等を超えて、様々な立場を生きる人々が共に生きていくことを支える男女共同参画社会の実現に向けた取組が不可欠です。しかしながら、その認識は未だ十分浸透しておらず、地域課題の解決を困難にしています。

また、自治会等地域コミュニティにおける組織が世帯単位の慣行や性別による固定的な役割分担意識に基づき運営されると、住民の家族形態やライフスタイルの多様化等に伴う地域社会の変容への対応が困難になり、若い世代や単身者等の地域との関わりが希薄化するだけでなく、地域コミュニティ活動への参加の機会を阻む要因ともなります。

このようなことから、男女共同参画意識や地域コミュニティ意識の醸成を図るとともに、地域課題の解決に向けた実践活動を行う人材や団体の育成・支援を行い、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を推進する必要があります。



【評価指標】

指標	実績値(H26)	現況値(R5)	目標値(R10)
地域社会の中で男女平等と感じている人の割合	23.4%	32.9%	35%

施策の方向と概要

1 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

地域における男女共同参画推進である、男女共同参画地域推進員など地域で男女共同参画を推進する人材の育成や男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を実践する団体の支援等により、男女共同参画を推進する基盤づくりを進めます。

具体的取組	主な事業	担当課
NPO等との連携、協働	NPO等との連携、協働	企画振興課

2 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動・地域づくり

性別や世代を超えて多様な立場を生きる人々が地域コミュニティ活動等に参画し、地域を支える担い手として活躍できるよう、一人ひとりを尊重する対等な人間関係を基盤に、性別や年齢等で役割を固定することなく、それぞれの個性や能力が発揮できる地域づくりを推進します。

そのため、自治会等の地域活動が行われる場を活用して、「協働」「男女共同参画」の視点を入れた地域づくりについて学習機会を提供します。

また、男女共同参画の視点を踏まえて活動する団体のつながりづくりを支援します。

具体的取組	主な事業	担当課
(1)地域づくり活動における男女共同参画の視点の導入と女性の参画拡大	地域づくり活動における男女共同参画の視点の導入と女性の参画拡大	総務課 企画振興課
(2)男女共同参画の視点に立った高齢男女の社会参加の促進	男女共同参画の視点に立った高齢男女の社会参加の促進	総務課 保健福祉課
(3)男女共同参画の視点に立った安全・安心なまちづくりの推進	男女共同参画の視点に立った安全・安心なまちづくりの推進	総務課
(4)男女共同参画の視点に立った観光、国際交流、環境分野等の取組の推進	男女共同参画の視点に立った観光、国際交流、環境分野等の取組の推進	企画振興課

◆ 町民みんなで◆

町民

- ・一人ひとりがまちづくりの一員であるという意識を持って、できる範囲で地域の活動に参加しましょう。

事業者等

- ・地域と一体となって、まちづくりの推進に努めましょう。

第4章 推進のあり方

この計画を着実に推進するため、町の推進体制を充実・強化し、適切な進行管理を行うとともに、町と町民の協働による取組を進めます。

Ⅰ 町の推進体制

(1) 男女共同参画推進懇話会及び男女共同参画行政推進会議

「知名町男女共同参画推進条例」に基づき設置した、男女共同参画推進懇話会及び男女共同参画行政推進会議において、基本計画の策定、町の施策の実施状況、苦情・相談の処理状況など男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査審議を行い、その結果を積極的に施策に反映します。

また、男女共同参画社会の形成に向けた施策を各課・局が相互に連携を図りながら総合的・計画的に推進するため、主管課において、各課・局の計画の進捗状況を確認し、施策の改善・見直しを積極的に進めます。

(2) 男女共同参画の施策に関する申出制度の適切な運用

「知名町男女共同参画推進条例」第12条第1項の規定に基づき、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策に対して、町民及び民間団体から申出を受ける制度については、男女共同参画推進懇話委員の協力を得て、町民に広く周知し、その活用を促進します。

また、申出があったときは、関係機関と協力して適切に対応するとともに、施策の改善・見直しに反映します。

(3) 施策の進行管理の徹底

計画に基づく関連施策の実施に当たって、「男女共同参画の視点」が確実に反映されるよう、施策を進めます。

また、その実施状況について、男女共同参画行政推進会議や男女共同参画推進懇話会で研究・協議します。

【評価指標一覧】

目標	指標	実績値 (H26)	現況値 (R5)	目標値 (R10)
1	性別による固定的な役割分担を否定する人の割合	44.7%	75.8%	82%
	社会通念・研修、しきたり等で男女平等と感じている人の割合	15.1%	21.1%	26%
2	「男女共同参画」という用語を知っている人の割合	38%	44.2%	48%
	「ジェンダー」という言葉を知っている人の割合	10.3%	57.5%	67%
3	女性がん検診率(子宮頸がん)	48.0%	41.0%	50%
	女性がん検診率(乳がん)	42.5%	43.5%	50%
4	「配偶者暴力防止法」を知っている人の割合	36.9%	57.5%	65%
	配偶者等から暴力や嫌がらせを受けた経験がある人のうち、どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)人の割合	21.6%	41.3%	35%
	配偶者等からの暴力に関する相談員等の養成	1人	2人	1人以上 3人以下
5	「ダイバーシティ」という用語について知っている人の割合	—	18.9%	20%
	女性相談支援員の配置	—	0人	1人
6	町の審議会等委員会への女性の登用率	—	16.5%	35%
	町の管理的地位(課長相当職以上)に占める女性職員の割合	5.8%	22.2%	30%
7	職場の中で男女平等と感じている人の割合	25%	45.5%	50%
8	「ワークライフバランス」という用語について知っている人の割合	14%	31.4%	40%
	保育所等待機児童数	0人	0人	0人
9	地域社会の中で男女平等と感じている人の割合	23.4%	32.9%	35%

【用語解説一覧】

用語	解説
無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス) P.3	過去の経験や知識・価値観から身についた、本人も気づかない(無意識、潜在的に持っている)もののとらえ方の偏りや歪みのこと。具体例として「男は(女は)～すべき」といった性別に関するもののほか、「若者は～だ」など年齢や所属、職業に関するものもある。
ジェンダーギャップ指数(GGI) P.8	世界経済フォーラムが毎年公表する「ジェンダーギャップ(男女の違いにより生じる格差)指数」は「経済」「教育」「健康」「政治」の4分野で評価されており、数値が小さいほど男女間の格差(男女の違いにより生じる社会的・文化的な格差)が大きいといえる。日本のジェンダーギャップは2023年で125位となっており、先進国でも最低レベルとなっている。
ジェンダー P.8	生まれつきの生物学的性別がある一方、社会的・文化的に形成された性別のことで、「男らしさ」「女らしさ」といった「こうあるべき姿」としてそれぞれが所属する社会や文化から規定され、表現され、体现される。
エンパワメント P.8	個人や集団が本来持っている能力や長所を存分に発揮できる環境や仕組みを実現し、一人ひとりが自身の生活などをコントロールできるように支援すること。エンパワメントともいう。
持続可能な開発目標(SDGs) P.9	2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標。2030年までに貧困、不平等・格差、気候変動による影響など、世界のさまざまな問題を根本的に解決し、すべての人たちにとって持続可能でよりよい世界を目指す。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
ジェンダー主流化 P.9	ジェンダー平等の実現を目的として、開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、政策決定過程やあらゆるレベルの政策及び社会システムを男女平等なものにすることを目指す試み。すべての開発政策、施策、事業の計画・実施・モニタリング・評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクト(影響)を明確にしていくプロセスを指す。
固定的な性別役割分担(分業)意識 P.12	個人の能力とは関係なく、性別によって役割を決めようとする意識。
キャリア教育 P.15	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。
「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利) P.19	性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され(自分で決めることができ)、自分らしく生きられること。
「女性に対する暴力をなくす運動」 P.25	毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間となっている。パープルリボンは、女性に対する暴力根絶のシンボルで、1994(平成6)年にアメリカで生まれた草の根運動に始まり、今では国際的な運動へ広まっている。紫色のリボンを身に付けること、飾ることで、「暴力のない世界にしたい」という意思表示をすることができる。
性差医療 P.33	泌尿器や生殖器等といった身体的機能の違いからくる疾患の性差だけでなく、性ホルモンや年代や生活習慣、同じ疾患における症状の違いなどに配慮しながら予防や診断、治療に反映させる新しい医療のあり方。

用語	解説
ダイバーシティ P.42	直訳で「多様性」をあらわす言葉。人種・年齢・性別・能力・価値観など様々な違いをもった人々が組織や集団において共存している状態のこと。
M字カーブ P.42	年齢層別に見た女性労働率のグラフで特徴的な曲線のこと。男性と違い、女性は結婚・出産期に当たる年代に労働率が一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという推移が見られる。
テレワーク P.42	Tele（離れて）と Work（仕事）をかけた造語で、情報通信技術（ICT）を活用して時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。